

鳥取世界おもちゃ館の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第4号）新旧対照表 第5条関係

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|-----------------|---------------------|---|-----------------|---------------------|
| <p>○鳥取世界おもちゃ館の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成7年3月29日 鳥取市条例第4号</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>別表（第8条関係）</p> | | | <p>○鳥取世界おもちゃ館の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成7年3月29日 鳥取市条例第4号</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>別表（第8条関係）</p> | | |
| 区分 | | 金額 | 区分 | | 金額 |
| 個人 | 小学生、中学生、 高校生 | 無料 | 個人 | 小学生、中学生、 高校生 | 無料 |
| | 一般 | 1人1回につき <u>260円</u> | | 一般 | 1人1回につき <u>250円</u> |
| | 障害者等 | 無料 | | 障害者等 | 無料 |
| 団体（20人以上 のものに限る） | 小学生、中学生、 高校生 | 無料 | 団体（20人以上 のものに限る） | 小学生、中学生、 高校生 | 無料 |
| | 一般 | 1人1回につき 200円 | | 一般 | 1人1回につき 200円 |
| | 障害者等 | 無料 | | 障害者等 | 無料 |
| 備考 | | | 備考 | | |
| <p>「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者</p> | | | <p>「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者</p> | | |